

平成 27 年 10 月 30 日 発行



第 134 号

行政と町民の調和 (ハーモニー) 草津町議会だより Harmony



地熱発電視察「北海道洞爺湖町」10月14日

平成26年度決算を認定！

議案第1号 一般会計
議案第2号 国民健康保険特別会計
議案第3号 介護保険特別会計
議案第4号 後期高齢者医療特別会計
議案第5号 公共下水道事業特別会計

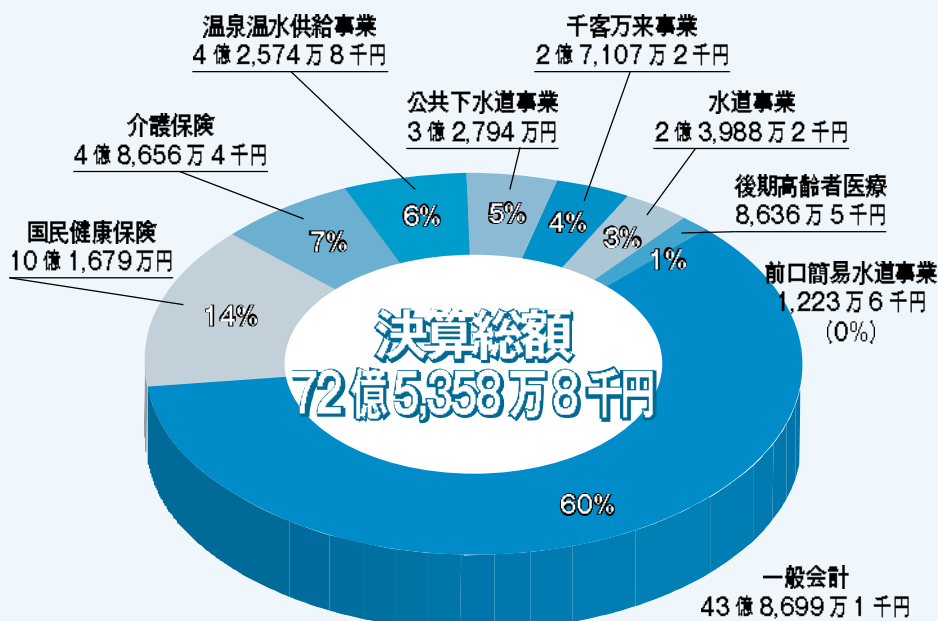
議案第6号 前口簡易水道事業特別会計
議案第7号 水道事業会計
議案第8号 温泉温水供給事業会計
議案第9号 千客万来事業会計

決算って？

草津町の決算は、4月から翌年3月までの1年間の1会計年度として歳入・歳出を決定し、その年度の出納（お金の出し入れ）完結後、予算と実績とを対比して作成されます。

地方自治法によれば、会計管理者は毎会計年度、決算書を作り、出納の閉鎖後（5月末）3ヶ月以内に書類を町長に提出しなければなりません。

町長は、監査委員の審査を経て、議会の認定を受けなければなりません。



※比率は1%に満たないものは0%と表示されます。

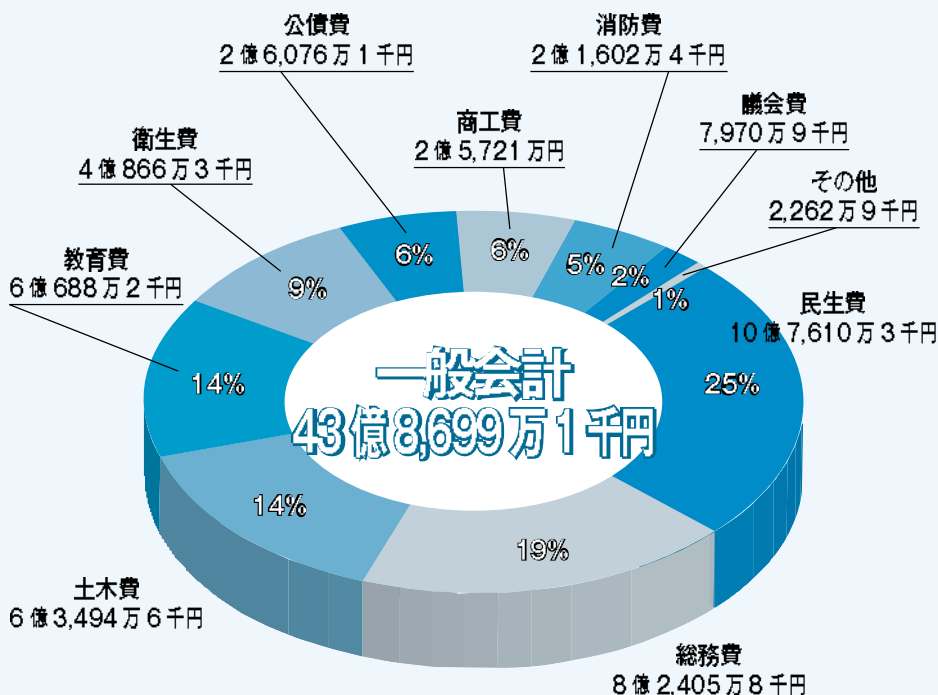
※企業会計（水道事業・温泉温水事業・千客万来事業）については収益的支出の額

一般会計って？

自治体には、基本的な行政運営の経費をまかなう「一般会計」と、一般会計とは経理を別にする「特別会計」という2つの財布があります。

一般会計が担うものは、福祉や教育、消防、道路事業など住民のために広く行われる事業です。

特別会計が担うものは、下水道や国保、介護保険等の公共料金や利用料といった独自の収入をもつ事業です。



※その他・・・農林水産費・諸支出金・労働費

決算審査意見

全体的に滞納は減少している。
しかし依然多額の滞納があり、
抜本的な改善を。



浅香 勝
代表監査委員



宮崎 公雄
監査委員

一般会計

基金からの取り崩しを最小限に抑え積み戻しができ、近年にない額となっている。大いに評価できる。

町税の不納欠損額は、4千620万円と多額。処分に至るまでの間、徹底した調査を行い、厳正に対処されたい。

国民健康保険
特別会計

医療費総額は毎年増加している。検診の受診率を上げ、早期発見早期治療により医療費の削減を。

滞納の解消、収納率の向上、医療費の削減等と徹底した改革を行い、健全運営に向け努力を。

介護保険特別会計

給付費の増加は避けられないが、地域支援事業によりサービスの見直しが行われることから、給付費抑制の仕組み作りを検討していただきたい。

後期高齢者医療
特別会計

滞納額は少額であるが昨年に比べ大幅な増加となっている。対策を立て、少額の内に滞納整理を行うよう強く望む。

公共下水道事業
特別会計

下水処理場の新設には、まだかなりの時間を要し現施設を修繕しながら稼働しなければならない。用地取得も含め、できるだけ前倒しで実施できるように努力を望む。

前口簡易水道事業
特別会計

第2配水池監視装置を設置し、水量の把握が正確に監視できるようにになった。これまでも以上に、需要への対応と水量水質の安全、安定供給の維持に努めるよう望む。

水道事業会計

官手沢導水管破損事故の復旧工事に伴い、支出が昨年度より1千759万円増額となったが、今後も管路点検等を小まめに実施し安定供給をお願いしたい。

温泉温水供給
事業会計

温泉給湯の収益は減少し、温水給湯の収益は増加した。事業費用は職員数の減少、漏湯修理等により純利益5千600万円と前年度を上回る良好な結果であった。

千客万来事業会計

(株)草津観光公社の経営の安定は不可欠。
白根山の噴火警戒レベル2の引き上げにより、白根レストハウスの営業は休止せざるを得ず、大幅な減収となったが、全体では増収となっている。



平成26年度 決算総括質問



中澤広夫 議員

Q 一般会計規模が大きくなった要因は？

A 様々な事業実施によるもの。

Q 26年度の一般会計決算規模が25年度よりも約5億円大きくなった要因は？

A 臨時福祉給付金事業が行われたこと。また湯源湯路広場整備、小学校体育館の耐震改修、天狗山トイレ整備等によるもの。

Q 人件費率が下がったのはなぜ？

A 決算額規模が増えた。

Q 人件費比率が25年度22%、26年度19%に減少している。

決算規模が大きくなったためか。または人件費が落ちたためか。

A 決算額が増え分母が大きくなったため。

人件費自体は人事院勧告により若干増加したが、ピーク時には240人程いた職員を、現在は121人にまで減らし抑えている。

Q 滞納にどう取り組むか？

A 催促状の送付、差し押さえ等を実施している。

Q 一般会計の滞納額は4億3千600万円あり、特に固定資産税の滞納は全体の72%を占める。

これらに対し、どのように取り組むか。

A 督促状等で納税を促し、場合により預金、給与等の不動産についても差押えを行い、換価可能な物は公売に付している。

平成26年度には、差押え、公売の実施により約2千700万円を徴収した。しかし滞納上位10件で滞納額の43%を占めており、重要な課題となっている。

Q 不納欠損の増減の要因は？

A 換価財産が無い等。

Q 町税の不納欠損額は1千200万の増額。国保、水道はそれぞれ2千300万円、500万の減少となった。要因は？

A 主な要因は、換価財産が無い、生活困窮、行方不明等によるもの。水道会計では、25年度に破産をした宿泊施設の水道使用料を不納欠損処理した。

Q 草津町へ住民票を移さない人への対応は？

A 現時点では苦慮している。

Q 人手不足に伴い、短期就労者が増え町内の各事業所にも草津に住所を移さない方が増加している。

このような問題に対する取り組みは？

A 住民税は1月1日時点の居所による課税をしているが、課税時にすでに町外に転出してしまっている、その後行方不明になり徴収不能となるケースも多く、苦慮している。しかし今後マイナンバー制の導入により個人の特定や追跡がしやすくなる。

Q 医療費増加の要因は？

A 1人当たりの医療費の増加。

Q 医療費は25年度から26年度にかけて4千500万円の増加。これは一人当たりの医療費の増加が要因か。

A 国民健康保険の町民1人当たりの医療費は上昇している。

20〜26年度を比較すると右肩上がりになっている。



Q ふるさと納税の状況と運用は？

A 今年度は1億7千万円以上の寄付額。運用方法は報告の通り。

Q ふるさと納税は26年度だけで約1億8千万円の納付があり、半分が税収、半分が感謝券として町内に還元されている。納税状況と運用の説明を。



平成26年度 決算総括質問

A 昨年の9月から始め、26年度末で、1億8千451万円の寄付をいただいた。本年度も4月から8月末までに約1億7千万円を超える寄付をいただいている。

Q 単純計算でも26年度では寄付金の半額、約9千万円が町内で消費され、とても大きな経済効果がある。また草津を訪れるきっかけ作りでもあるので、これからも大いにPRを行いたい。運用方法は6月定例議会での報告の通り。寄付者の意向に沿う形で運用を行う。

Q 医療費削減に向けた施策は？

A 福祉施策を実施する。

Q 健診を増やすなどの重症化を防ぐ施策はあるのか。

A 27年度では国民健康保険被保険者（19～39歳）で健康診断未受診者の方に対し、簡単な血液検査キットを使い、健康

診断ができるスマホドック事業をKDDI㈱の協力のもと、県内の自治体で初めて実施する。

また40歳以上の被保険者の早期介入メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の個別健康支援プログラムの実施を検討している。

また町の運動施設の活用法やウォーキング等の啓発内容を盛り込んだウォーキングマップの更新も予定している。

さらに来年度、健康診断検査項目に尿酸値の追加等も検討している。

Q 白根レストハウスの収益は？

A 白根ロープウェイは前年度比1千万円超の増収。逢の峰、青葉山（殺生）レストランにて966万円の収入。

Q 白根火山活動の活発化により、白根レストハ

ウスの営業が出来ず、約1億4千万円の減収となった。

白根ロープウェイ、逢の峰、青葉山（殺生）レストランの代替営業でどの位の増収があったのか。

A 白根火山ロープウェイは、本白根山観光の唯一の交通手段となったことから9月の利用者は前年対比194%、10月では135%。11月末での収入は、前年比較1千930万円の増収。

また例年、逢の峰と青葉山（殺生）のレストランは夏季に営業をしていないが、7月から11月末時点で、逢の峰レストランで608万円、青葉山（殺生）レストランで966万円の収入があった。



代替営業中の青葉山レストラン（殺生）

Q 財政調整基金（町の貯金）積み増しの要因は？

A 様々な施策の結果と考えている。

Q 財政調整基金は町長就任時、21年度には9億200万円。26年度決算時には、10億8千800万円と1億8千600万円の積み増し。トータルでは本年度決算時17億1千900万円の基金額。

基金の積み増しが出来た要因は。

A 就任以来、特に財政調整基金の運用を念頭におき考えてきた。

湯畑再開発をはじめ、大きな投資的事業を行ってきたが、最初から基金を財源にせず、補助金等の利用を心がけ、確実なシミュレーションを行っているながら活用をしている。

地方債（町の借金）の残高も就任時には13億円だったが、26年度末には11億に減らしている。また様々な経費削減に

取り組んできた結果が金額に表れたと考えている。

Q 白根山の現況は？

A 噴火警戒レベル2のまま変化はない。

Q 白根山の現況は。

A 噴火警戒レベル2に移行したまま変化はない。火山性地震の回数も落ち着き、地中の熱活動も停滞しているが、湯釜周辺の傾斜計は湯釜付近浅部での膨張を示す変動や、火山の組成ガス濃度の変調が継続している。



草津白根山規制監視中

8月臨時会にて次の補正
予算が可決されました。

○議案第1号 **総民**

一般会計補正予算(第2次)

【追加額】+2千万 円

【総額】37億4千572万 円

《主なもの》

・行幸啓対策費

+1千873万4千円

条例制定等

○議案第10号 **民**

草津町教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定
関連法律施行に伴い教育長が常勤の特別職となったため、必要な事項を制定しました。

○議案第11号 **総**

草津町個人情報保護条例の一部を改正する条例
関係法律施行に伴い、特定個人情報開示、訂正等に必要な改正を行いました。

○議案第12号 **民**

草津町手数料条例の一部を改正する条例

関係法律の制定を考慮し、通知カード、個人番号カードの再交付手数料、住民基本台帳カードの交付手数料、再交付手数料を廃止しました。

○議案第13号 **民**

草津町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

既存図書館のバスターミナル3階への移転に伴い、名称を「草津町立温泉図書館」へ変更しました。

○議案第14号 **温**

草津町温泉資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新設温泉図書館と温泉資料館の併設に伴い、温泉資料館閲覧料を無料にしました。

○議案第15号 **総民**

平成27年度草津町一般会計補正予算(第3次)

【追加額】

+3億6千78万7千円

【総額】41億 650万7千円

《主なもの》

・地方交付税

+2億1千541万6千円

・草津よいとこ元気基金寄付金

+1億 円

○議案第16号 **民**

平成27年度草津町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)

【追加額】+399万6千円

【総額】11億7千699万1千円

《主なもの》

・特定健診等委託

399万6千円

○議案第17号 **総**

工事請負契約の締結

防災行政無線子局更新工事

・金額 9千504万 円

・契約者

藤田エンジニアリング(株)

代表取締役 藤田 実

・契約方法 見積合わせ

○議案第18号 **民**

町道の路線認定
池尻1号線を町道に認定しました。



防災行政無線親局



防災行政無線子局

定例会 ことが ました

- 総** は総務観光常任委員会に付託された議案
- 民** は民教土木常任委員会に付託された議案
- 温** は温泉温水対策特別委員会に付託された議案



池尻1号線(馬場区)

○議案第19号 温

温泉引用者移転許可

新 (株)エムアンドユー

代表取締役 福島 洋

旧 (株)エムアールイー

代表取締役 宮森 隆雄

・万代源泉 60畝/分

・ハイクレスト草津アーバンリゾート

○議案第20号 温

温泉引用者移転許可

新 東京都港区 崔 麗明

旧 草津町 根本 和伸

・万代源泉 16畝/分

・上州の宿

○議案第21号 総

訴訟上の和解について

・西の河原公園内町有地に建

つ白根神社所有物件の裁判

について

《原告》草津町

《被告》宗教法人白根神社

白根神社総代会会長

(行政からの説明を含めた詳

細は8ページを参照)

○議案第23号 民

西吾妻福祉病院組合の規約変

更に関する協議

包括的な医療サービス構築の
ため必要な規約を改めました。

9月

こんにちは
きまり



○議案第24号

草津町教育長の任命に同意を

求める

・中澤 隆さん

○議案第25号

草津町固定資産評価審査委員

会委員の選任に関する同意

・重原 正治さん

○報告第1号

地方公共団体の財政の健全化

に関する法律に基づく健全化

判断比率等の報告

全ての財政指標が基準内に収

まっていたとの報告がありま

した。

○報告第2号

第3セクター等の会社にかか

る決算報告

観光公社、バスターミナル、

社会福祉協議会、白根草津パ

ークランド、にしあがつま福

社会、草津温泉フットボール

クラブの決算報告をしまし

発議(議員提案)

○発議第1号

草津町議会会議規則の一部を改正する規則

議員が出産により議会を欠席する際は、あらかじめ議長に欠席
届を提出できるものとなりました。

○発議第2号

飲酒運転等撲滅に関する決議

交通事故のない安全で安心
して暮らせる社会の実現は、
すべての人の切実な願いであ
るとともに、永年の課題であ
る。

とより、家庭や職場、さらには地域が一体となって、飲酒
運転等の取締り、交通安全思
想の普及・啓発等を強化する
ことが重要である。

しかしながら、交通事故は
関係機関・団体の努力や飲酒
運転の厳罰化等を背景に全国
的には減少傾向にあるもの
の、依然として悪質な飲酒運
転による人身事故は後を絶た
ず、多くの方が交通事故の犠
牲者となり、悲しみや苦しみ
を抱えながらの生活を余儀な
くされている。

よって、本町議会は、町及
び関係機関・団体と連携のう
え、町民の交通安全意識高揚
のための対策、飲酒運転等の
悪質・危険運転の根絶対策等
を推進し、交通事故のない安
全で安心して暮らせる地域社
会の実現に向けて全力を挙げ
て取り組むことを強く決意す
るものである。

以上決議する。

平成27年9月8日

草津町議会

議案第 21 号 西の河原公園内白根茶屋 訴訟上の和解について

事件番号：平成 25 年（ワ）第 562 号建物収去土地明渡等請求事件

原告：草津町

被告：宗教法人白根神社 代表役員 木暮秀利
白根神社総代会会長 後藤文雄

和解条項

- 1 被告神社は、原告に対し、別紙物件目録記載 1 の土地（以下「本件土地」という）について、被告神社が同土地上に同目録記載 2 の建物（以下「本件建物」という）を所有して占有していることを認める。
- 2 被告神社は、原告に対し、平成 28 年 3 月 31 日限り、本件建物を収去して本件土地を明け渡す。
- 3 被告神社は、原告に対し、本日（本和解成立時）、別紙物件目録記載 3 の土地を代金 110 万円で売り、原告は、同土地を買い受ける。
- 4 原告は、被告神社に対し、前項の金員を、平成 28 年 4 月 20 日に限り、被告神社指定の預金口座に送金して支払う。ただし、振り込み手数料は原告の負担とする。
- 5 原告は、被告らに対するその余の請求をいずれも放棄する。
- 6 原告及び被告らは、原告と被告らとの間に、本件に関し、本和解条項を定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 7 訴訟費用は各自の負担とする。

当局からの補足説明

町は平成 25 年 9 月 10 日、草津町議会全員の賛成議決により、平成 25 年 10 月 25 日付けにて、被告を相手取り前橋地方裁判所民事部に提訴をしました。きっかけになりましたのが、町の土地と知りながら、白根茶屋の建物を所有して占有していた事が議会において判明された後、被告が弁護士を使い、民法第 162 条、取得時効の援用（草津町の土地であっても占有した時点にさかのぼり神社側の土地にする通告）を行ったからです。

提訴の内容は、西の河原公園内にある町有地上に白根茶屋が無断で建設されており、建物を取り壊して土地の明け渡しを行う請求及び白根神社に対しては、平成 22 年 8 月 11 日以降、明け渡し期日までの土地使用料、月額 2 万円の支払いを求め、そのうち連帯して、総代会会長には不法行為による損害金（賃料相当額、月額 5,825 円）の支払いを求めているものです。

この提訴に対し、平成 27 年 9 月 17 日、前橋地方裁判所において裁判上の和解が成立しました。

町が当初より主張していたとおり、被告が「西の河原公園内にある白根茶屋の建物」を自ら取り壊し町に土地を明け渡す。その取り壊し費用並びに立ち退き料を町は 1 円も払わない。この内容を裁判所が示し和解が成立したものです。

但し、西の河原公園内の町有地に囲まれる形で、白根神社の土地（約 110 坪）が存在していることが判明しました。後にトラブルの原因になることも想定されるので、町がその土地を白根神社より買い取ったらどうかとの提案が裁判長よりあり、この提案を町は受け入れ 110 万円（1 坪 1 万円）で購入するものです。

被告は、この 110 万円を原資に西の河原公園内の「白根茶屋」を取り壊し、その底地を町に明け渡し和解内容です。なお、被告に請求していた、地代と損害金について町は放棄するものです。本来、提訴の目的が金員の請求ではなく、町有地明け渡しが目的であったからです。提訴の仕組みとして、明け渡しまでの損害金請求をするのは当然の行為なのです。この請求も合わせて行わなければ、相手側が時間稼ぎをする可能性があるからです。

※ 白根茶屋は、自然公園法、都市公園法、草津町条例、建築基準法、不動産登記法等々に違反する建物です。町はこれらの問題がクリアできれば、白根神社に土地の貸し付けを検討しましたが不可能なことが解りました。

総代会会長から草津町に白根茶屋建物寄付の話もありましたが、違法建物であることから町が使用すること、また第三者に貸すこともできません。寄付で受け入れたとすれば違法建物を放置することもできず、結局、町民の税金を使い取り壊すことになるわけです。

一般会計決算

問 入湯税滞納の不能欠損の理由は

答 倒産ホテルに対する不能欠損である



黒岩 卓 議員

Q ①ふるさと納税は恒久的に続くとは考えにくいので、その使途は短期完結なもので、使った事業が町にとつて長期にわたり有効なものに使うべきであり、そういった幅広く検討するための政策担当部門を立ち上げたかと考えるがいかがか。

②入湯税の滞納問題、26年度決算で不能欠損が966万円あまりあるが、これは25年度の4倍になっている。この理由は。

A 町長

①ふるさと納税、4月から8月末で2千197件、1億7千907万円程で、事業は1から15まで分類をされているが、圧倒して多いのが事業を町長に一任するというものである。

この制度は寄付をした半分を感謝券という形で、一種の草津町での通

貨券にして、町内のほとんどのホテル、旅館、お店で使用でき、尚且つ納税もできる利用頻度の高いものである。

残り半分の使い道は、本来は寄付者の趣旨に則って使いなさいというのが基本なので、観光、お年寄り、子供、いろいろな項目があるので、その趣旨に則って使わせていただきたい。

その中で、中学校の制服を40数年ぶりにモデルチェンジする、来年4月には新しくなる。

A 税務課長

②入湯税の不能欠損が4倍に増えた理由は、倒産したホテルに対する欠損を一斉に行ったことによるもの。

要望

②入湯税の性格から、お客様がすでに払ったものなので、それを回収する観点から、その姿勢を堅持して努力していただきたい。

問 財産調書の1億円減額の内容は

答 広域の基金出資金が戻り、西部消防署の建設費に充てる

園田恵一 議員

Q 財産調書の有価証券その他の部分、1億減額になっている、関連してかわからないが、事業部の会計に

投資有価証券が1億円新たに計上されている。これは振り替えたのかどうか。またこの1億円の内容についてお尋ねする。

A 総務課長

財産調書有価証券1億円は、吾妻広域のふるさと市町村圏基金への出資金で、ユー口債を行っていたが、今回解約をして手元に戻ったので、今後の使途として、西部消防署の建設費に充てるものである。事業部の会計とは無関係。

問 中学校での事故のその後の状況は

答 月1回程度通院中、今後手厚い対応をしていく

上坂国由 議員

Q 教育費に関して、中学校の事故に関する賠償金、その後のけがの状況と、生徒さんの身辺状況は。

A 教育委員会事務局長

現在はマスクも取れて元気で登校されているが、月一回程度、病院に通院されていると伺っている。

賠償金は3月までは済んでいるが、それ以降は今後都度支払いさせていきたい。

A 町長

中学校でのバレーボールネットの巻取機での事故、重ねて町としてお詫びしたい。

今後もう少し時間をいただき、手厚い対応をしていきたい。

Q 学校管理費の備品購入費の棚卸関係は必ずしているのか。備品をしつかり管理していれば事故等が起きないと思うが。

A 教育委員会事務局長

学校施設の見回り、チェックをしている。備品関係も常にチェックをし、報告書を作成して整備している。

Q 備品購入で330万円出ているが、実際の管理、危険なものを直したとか、中身をくわしく知りたい。

A 教育委員会事務局長

これは主にイスの購入が大きなもので、他は顕微鏡などを購入した。

千客万来事業会計決算

問 千客万来事業会計の借入返済の今後の処理は

答 節約だけでなく、投資するものは投資しながら返済していく



水出文夫 議員

Q ①千客万来事業会計が赤字に転換したことにより、各会計からの借入を返済されているが、各会計の借入残高はいくらか。

②毎年1千万円ずつ返しているが、今後の各会計間の処理や財政をどのように考えていくのか。

A 企画創造課長

①水道会計が3千万円、温泉湯水会計が14億円。

A 町長

累積赤字が平成10年度単年

度で4億5千万円も赤字を出した。繰越損失の一番多いのは17年で30億に達した。

企業再生は節約だけでは成り立たない、投資するものは投資する発想。大滝乃湯は最たるもので非常に効果をもたらした。

ビジネスだから利益が大幅に出れば一気に返済というところがあるのでご理解いただきたい。今はすべての会計でいい方向に向かっている。

問 当年度利益の内容は

答 制度改正により、寄付・寄贈の整理をした

園田恵一 議員

Q ①当年度利益約3千600万円は特別利益3千636万3千円があるがためにこの利益になったが、この内訳は。

②投資等価証券1億円の

内容は。

③投資等価証券1億円は、キャッシュフロー計算書の投資活動によるキャッシュフローの欄に数字が反映されていなければならないが、合っているのか。

A 企画創造課長

①当年度純利益3千600万円、合わせてその他未処分利益剰余金変動額が4億3千万円、これは現在公営企業会計の制度上の改正があり、なるべく民間に近づける会計処理になってお

り、26年度において寄付・寄贈の整理をして3千600万円の特別利益と今までの繰越の損失についても4億3千万円程が控除できるもの。

②投資有価証券は観光公社からの株式の取得の計上。

③企業会計法に基づきやっているの合っている。

A 町長 この1億円の処理は26年度ではなく、前年度でやっているの、今現在の数字は企業会計法に則りその数字のとおりである。

手数料条例の一部改正

問 マイナンバーの個人カードに汎用性を持たせる考えは

答 広域での共同システム利用を確認しながら進めたい



湯本晃久 議員

ンなどの工夫は考えているのかどうか。

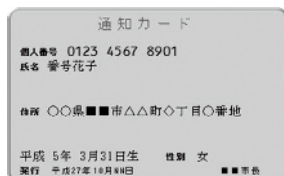
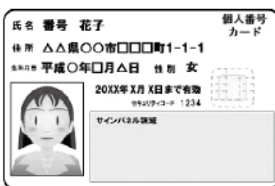
A 住民課長

現在、図書館利用券や印鑑登録証の代わりとして検討はしているが、システム改修が必要であることと、現在の吾妻広域で行っているシステムの共同利用を鑑み、郡内町村の動向を確認しながら進めてまいりたい。また、券面のデザインは国の指定なので、町独自での発行はできない。

Q マイナンバー制度の通知カードは紙で、個人番号カードはICチップの入ったプラスチックで最初だけ無料発行されるとのことなので、多くの町民への普及が望ましい。

個人番号カードは自治体の判断によって、たとえば印鑑登録証とか図書館の利用券などにも活用できるようなので、そういった汎用性は考えているのか。

また、たくさんの方に持っていたいたくためには、持ちたくなるようなカードの必要性があるので、デザイン



一般会計補正予算

問 湯源湯路街プロジ
エクト事業の内容
は

Q 都市計画費の湯源湯路街
プロジェクト事業 650 万円の内
容は。

A 企画創造課長

答 湯畑／西の河原の
照明デザイン設計
委託

湯畑から西の河原通りの照
明デザインの提案と設計の概
算予算額。

A 町長

西の河原方面は時間が遅く
なってくるとお客様が足を運

ばなくなる傾向があるので、
夜の西の河原と湯畑をつなげ
ていきたい、活性化をしてい
きたい思いがある。
湯畑と西の河原の照明はど
ういうものかいいのか。プロ
の提案をしていただきたいと
考えている。

中澤広夫議員

問 都市計画費工事請
負費の中身は

増設で 329 万 8 千円を予定して
いる。

A 町長

答 防火水槽修理、熱
乃湯付帯工事費、
ガス灯増設費

上坂国由議員

Q 都市計画費の工事請負費
847 万 6 千円の詳細は。一割近
い補正だが、当初で組めなか
ったのかどうか。

A 企画創造課長

熱乃湯の脇に防火水槽があ
り、この水漏れ修理工事で
350 万円、熱乃湯の関連付帯工
事 167 万 8 千円、ガス灯の一基

私がこだわったのは本物志
向、熱乃湯の大正ロマンを演
出するための雰囲気づくり、
ガス灯の方がコストは高い。

A 町長

Q ガス灯のランニングコス
トと LED にした場合、どの
くらい違うのか。

A 企画創造課長

ガス灯料金の試算では、1
日 8 時間の点灯で 1 基あたり
ガス使用量が 21.8 m に単価をか
け、月当たり 1 万 900 円、年
間 13 万 800 円というシミュレ
ーションであったが、すでに稼
働しており、いま現在の平均
では、月当たり 15 m で単価を
かけると 7 千 500 円、1 年
間で 9 万円という算定になる。
LED で試算すると年間で
1 基あたり 5 千円、水銀灯で
置き換えると、1 基年間 3 万
円ということになる。

問 中学校体育館天井
の暖房パネルは取
り外したのか

ル取り外し工事、安全安心
のための工事だが、いまだ
行われていない理由は。

A 教育委員会事務局長

答 冬休みを挟んで外
したい



山田英器 議員

Q 当初予算にあった中学
校の体育館天井の暖房パネ

事故があつてからでは遅
いので、中学校とよく連携
を取って進めてほしい。

要 望

問 町営住宅断熱工
事の補助金減額の理
由は

額になつてはいるが、すでに
実施されていたことを把握
していなかったのか。

A 土木課長 把握してい

答 天井裏に断熱設備
があり、交付金対
象外になつた

なかった。設計をしながら
調査を進める中で、通常入
る機会のない 3 階部分の天
井裏に断熱設備が施されて
いたため、果とも協議し
た結果、交付金の対象外に
なつてしまった。



小林純一 議員

Q 町営中島団地の断熱工
事がすでに実施されてい
たということで、補助金が減



訴訟上の和解について

原案否決

◆ 湯畑における町有地の占用・使用、及び出店排除等の裁判について

〈原告〉草津町
〈被告〉大石裕一

上坂国由議員

Q 9月2日の本和解議案が上程された日に、裁判所に和解はできない旨の上申書が提出された。写しを配布してほしい。

(上申書写し配布)

A 町長

和解議案上程日に上申書が出された。作爲的であり悪意としかとれない。上程したものとまるつきり条件が変わった以上、異例だがこの議案は否決していただきたい。

Q この上申書を見てびっくりしている。和解条項案の中に園田恵一議員、小林純一議員の名前が出てきている。和解に応じられない。和議になっていない。この議案は否決で構わないと思うが、名前が出てきている以上、両議員がしっかりと説明する義務があると思うが。

弁明

小林純一議員

保証人の依頼は受けたが、正式に受諾していないにも関わらず名前を出され議案になったため、取り消しの要望をした。

弁明

園田恵一議員

代理人弁護士より保証人の依頼があつたが、納得できないため、FAXでその意思はないとはっきり伝えた。その後9月2日の上申書のことを聞き、この中で私が法律事務所と協議したと書いてあつたので9月3日、この上申書は完全に事実と反しているため、法律事務所に抗議文をFAXした。この弁護士に対し、群馬県弁護士会に懲戒請求書を提出するつもりである。

議長

両議員からの弁明で上申書の内容と事実とが異なっていることが判明したが、この上申書の中では園田議員が保証人になっている事実関係があるので、どの時点まで関与があつたのか説明してほしい。

園田恵一議員

8月28日夕方弁護士から保証人になってほしい旨の電話があつたが、内容を全く知らないのだからと伝えた。

上申書については全く私に相談もなく憤慨している。協議したことも一回もない。承諾していない。

宮崎公雄議員

本来この議案第22号はこれで可決し和解するところであつたが、上申書が出たため、まったく事実が無効となつた。否決するしかない。

町長

町側は当初から保証人を求めた経緯はない。相手方から出てきたこと。議案が否決されることは大変不名誉なことだが、突如条件が変わつたということで致し方ない。

黒岩 卓議員

上申書が出された以上、和解条項が違う条件になつてしまふので、否決すべきである。

水出文夫議員

これが否決されると新聞に載り、草津町としては不名誉な報道がされてしまい、懸念せざるを得ない。町と議会の取り組みをきちんと新聞報道していただけるよう情報の伝達、広報の仕方できちんと伝えていただきたい。

町長

マスコミに対してどう説明するかというと、説明しきれないほど難しい話、ややこしい話だと思ふ。私にとつても町にとつても不名誉な話だが、致し方ない。

中澤広夫議員

否決の方向になつたことは残念だ。今後このようなことのないように努力願いたい。

委員会審査・報告

総務観光常任委員会

第11号 個人情報保護条例

Q マイナンバー制度について、手数料にかかる実費は高いか？

A 主にコピー代だが、大した額ではない。

Q 法定代理人の条件は？

A 基本的に本人が認めれば誰でも良い。

第15号 一般会計

Q 湯畑周辺整備工事に847万6千円。内訳は？

A 防火水槽漏れ修理、ガス灯追加工事、トイレ誘導サイン工事等。

Q 商店街活性化支援事業補正の国際観光フォーラムは経費に見合った結果が出なかったのではないか？

A 県と町、事業者がそれぞれ3分の1の負担をし、商工会、観光協会、旅館組合により開催されたが、参加人員が予定を下回り、内容的にも解りにくかった。今後は補助事業について精査していきたい。

付託議案外

今冬期における殺生駐車場の閉鎖

◆天狗山から殺生間の除雪については一車線分の除雪とし、要所に待避場所を設け、スキー客等の一般車両の通行を禁止する。

◆通行のできる車両は、緊急用車両、業務用車両と無料シャトルバスのみ。

◆殺生駐車場は営業用の食材補給や燃料補給を行うための最低限のスペースのみの除雪とし、駐車場としての機能を廃止する。
除雪における費用負担の軽減とスキー場機能の安全性を高めるため、今シーズンから試験的な運用を行う。

以上の報告が当局からありました。

Q 基幹系共同システムデータ移行委託料2千613万6千円は？

A 業者が代わったため。クラウド化、初期費用はかかるがリース契約をしないことにより5年で経費を半分にした。

Q 商工費保証協会代位弁済145万2千円は？

A 町に報告書をあげてくることになっている。

運動茶屋公園道の駅の駐車場について

Q 長時間にわたる駐車車両が目立つが？

A 駐車場の一部の夜間閉鎖も行っているが、基本的に道の駅という施設の性格上、車を止めるなという指導を行うことができないため、今後検討していきたい。

第22号 訴訟上の和解

不承認

草津町が債務者に對し、湯畑周辺の町の土地に露店を開き「湯の花」等の販売を禁止する営業活動禁止の仮処分申立の和解を行うおとするもの。

和解内容は、前橋地方裁判所裁判長から示された町側が大幅に譲歩した和解条項案。9月2日に議案上程されたが、同日、債務者代理人から裁判所に上申書が提出された事実が判明した。

和解条項案中の根幹部分の変更及び削除をしない限り和解に依じられない旨、上申書に記載されていた。

議案上程と同日に、このような上申書を提出する行為は信用性を失い、また債務者側の不誠実さを表わしており、極めて遺憾な行為。また、上申書に記載された和解条件では、到底、納得できる和解内容ではないと判断し、不承認と決定しました。

温泉温水対策特別委員会

第14号 温泉資料館

Q 温泉資料館に勤務していた職員の雇用は？

A 温泉図書館になり面積が広がるので、職員に引き続き温泉図書館で勤務していただく。

Q 温泉資料館の展示物の仕分けは？

A スペースが3分の1になるので、木管をくりぬいたものや、湯樋など温泉の歴史を映し出したものを残す。また町民の作品展示スペースも設けたい。

Q 温泉の移転分担金の解釈や商号変更などの考え方は？

A 運用は条例で定められており、今後も条例に照らし合わせて統一した見解のもと適切な対応をしていく。

委員会審査・報告

民教土木常任委員会

第12号 マイナンバー制度に関するカード再発行手数料

Q どういう場面でマイナンバーが使われるのか。

A 各個人が給与の支払い元に伝達し、各事業所が管理する。番号提示により税金などの諸手続が簡素化される。

↓ 情報管理を徹底し、個人番号の取り扱いには十分な注意を。

第13号 図書館の名称変更

Q 役場1階にある現在の図書館は残すのか？

A 利用方法はまだ検討していないが、蔵書がかなりあり、当面は今の図書館も分室として町民利用もできることを前提に考えている。

第15号 一般会計補正予算

Q 障害者向けの地デジラジオはどんな機能を持っているか？

A 地デジテレビも聴取でき、ボタンなどが大きく視覚障害者が使いやすい仕様。

Q 蜂防除の防護服はどの程度利用があったのか。また貸し出しのみの運用なのか。

A 昨年は年間で30〜40件の利用。1着が破損したが、今回2着を購入し、既存の1着と併せ、3着でのローテーションを行いたい。

母子家庭や高齢などの事情があれば町で防除を行うこともあるが、基本的には防護服の貸し出しもしくは業者の紹介としている。

Q 町営住宅の雨漏り補修は今後も増える傾向にあるか？

A 屋根の傷みがひどいが、対策はどうしても後追いになってしまう。早めの塗装で予防を行うようにしていきたい。

Q 地域活動支援センター「やまどり」の現状は？

A 現在25名が利用しており、当面は長野原町のからまつ荘で事業消化している。

現在嬭恋村に新規の地域活動支援センターの設置を検討している。

↓ 設置当初の目的と異なる方向に行っていないか。嬭恋から来る利用者が多いので嬭恋に設置とのことだが、経営的観点よりも障害者支援の原点を外すことのないように適切な指導をお願いしたい。

Q あおぞら保育園の認定こども園化に向けて、利用料金の整理の進捗状況は？

A 保育園については現状のまま。幼稚園については就園奨励費の所得に応じた調整部分が残っている。たたき台ができたが議会にも示すが、少なくとも現在より高くなることはない。ただ一部未満児や延長保育などの部分については補助金が出ないため、難しいところもある。

Q あおぞら保育園にて0歳児の受け入れはできないか？

A 現状はできておらず、1歳6ヶ月からの受け入れとなっている。新しいこども園では1歳0ヶ月からの受け入れを指示している。

Q 幼稚園と保育園のカリキュラムの違いは？

A 幼稚園ではクラス単位の活動があるくらいで、大きくは変わらない。

Q 道路補修など、もう少し予算増をお願いしたいが、今後の予定は？

A 長期や高額のものが多く補正予算では修繕が中心となるが、表面だけでなく基礎からという思いもある。今年度において道筋をつけて提示したい。

Q 小学校の煙突改修について。いつも行っている印象があるが、今回の内容は？

A 今回は煙突にアスベストが含まれていることが判明したため、その改善を行う。今後もコスト面も考慮ししっかりと設計を行っている。

陳情5号 シルバー人材センターの設立について 継続審査

当局よりシルバー人材センターは現在、吾妻郡内では草津町以外の全てに設置されているものの、以前設置に向けて準備をしたところ応募が少なく立ち上げに至らなかったこと、さらには社会福祉協議会で行っているボランティア人材バンクも応募が少なく機能していないとの報告がありました。

今回の陳情については、労働者不足への対応という性質も含め前向きにとの意見が出されたものの、人材派遣に関する法規に抵触する恐れが指摘され、法的な問題を整理した上で町独自の方法の検討を続けるべきとの結論に至り、継続審査としました。



上坂国由 議員

自然環境保全を 目的とした観光 対策

Q 草津町は自然に恵まれた町です。古くから温泉熱交換を行い、二酸化炭素の排出量を抑えるなど、自然環境保全にすばらしい功績を上げています。自然環境、特に空気、水のおいしさを最大限に生かした宣伝広告を行う予定などはありますか。

A 町長

環境保全を観光宣伝に取り入れていくことも大変重要な試みであるとも思っています。

今年芳ヶ平湿地群がラムサール条約に登録されるな

ど、草津の周りには環境保全をアピールできる材料が豊富にあります。PRの切り口を少し変え、お客様に本物の自然のすばらしさを強く宣伝していこうとも思っています。

また、温泉の効能などだけではなく、温泉熱の高度利用、「水のおいしさ」や「涼しさ」など、お客様の認識が意外にも薄いものも観光宣伝に大いに取り入れ、さらなる誘客につなげていきたいと考えています。



スポーツイベントによる誘客観光対策の拡大

Q スポーツイベントとして代表されるサッカーフェスティバルなど、誘客に成果を上げており費用対効果も確実に出せています。こうしたスポーツに関するものに予算・人員配置を拡充し、多くのスポーツ人口を誘客してはいかがですか。

合宿など専門的なものだけではなく、スポーツを通じて、温泉湯治や健康志向を考える人たちへ草津温泉ブランドがスポーツ、温泉、温泉と健康の融合など、特別を与えられる施策などがあればお教えください。

A 町長

サッカーフェスティバルなどは、少ない予算と職員で7千泊以上の誘客をもたらす、費用対効果の極めて高いイベントと認識をしています。

す。

しかし大きいイベントを一つ実施するには、多くの時間と費用を要し、サッカーフェスティバルには160万円、熱湯マラソンには260万円、イベント全体では645万円の補助金が町から出ています。小規模のイベントや行事等をこなしながらの事業実施には、相応の人員数も必要になります。

草津町の厳しい財政状況、また公務員の定数削減が言われる中、町もかなり人員を絞り、予算や人員を増やすことが難しいことも事実です。しかし必要であれば、検討していかねければならない課題の一つと考えています。

また、草津温泉は傷や疲労回復に効果があるとされ、スポーツ合宿等における優位性を利用し、他の合宿地との差別化を図り、スポーツ・温泉・健康をキーワードに大いにPRし入り込み客数をふやしていきたいとも考えています。

今後も交付金を活用し、冬場におけるキャンドルイベントに合わせた湯路広場でのイベントを検討しています。

要望

予算をつけても人員を減らす等、独立したイベントにし、町の職員の負担を減らしながら、もう少しだけ予算をつけていただければと思います。

A 町長

土日を含めて色々なイベントがあり、一つのイベントをするには半年前から様々な業務があり、そういう中で役場職員が余り手を出さずにイベントができることを私も望みます。

補助金を減らすつもりはなく、各種イベントを皆さんの努力でやっていただければ、それに越したことはないと思います。



園田恵一 議員

Q 草津町と株式会社草津観光公社との間で行われたデッド・エクイティー・スワップ（以下DESと言います）について、その会計処理方法、金額、計算式等の根拠についてお尋ねします。

A 町長

1 会計処理については、平成23年度に千客万来事業会計において、有価証券の取得として1億円で取得しています。その全額を投資有価証券に仕訳しております。

2 当時の観光公社は、大変な債務超過で自己資本比率がマイナスの26だったと思いますが、これをやることにより（観光公社のキャッシュアウト（お金が出ていくという意味）を最小限にとどめることができるということになるわけです。

3 観光公社に対してのD

ESは、株価が幾らかという計算をするものじゃないんですね。これをやったのは、プロの恩田会計士です。「あなた、プロだろう、勉強してきなさい」と言いましたら、1週間たって、「すみませんでした、町長の言う通りでした」ということで、結果として9千800万円の資本金に抑えて、1億のDES効果をもたらした。つまりDESをやることに何が起きるか。観光公社は1億円の現金支出はしなくても済むという理論なんです。株価を評価する責任はそこにはない。

4 ですから、企業再生でそれをやったことによる契約書とか、株価が幾らだなんていうことは、DESの場合は考えられない。

5 観光公社の経営ががらっと変わった。DESもやりましたけれども、不採算部門をすばとやめた。あおぞら保育園（ベルツの湯？）を変えた。これにより毎年ベルツが4〜5千万円赤字を出すのが解消された。

資本準備金（5千万円）は、会社（観光公社のこと？）がよくなれば逆に返してもら

かもしれない。あなた（園田のこと）も会計事務所をやってきたんでしょ。企業の再生というのは何ですか。

6 DESをやった自治体があるかないか、ないと思いますよ。これが何の法令違反になるのか、もしそれが法令違反とするならば、どうぞ議会の監査請求権、住民監査請求権、いろいろありますから、きちんと手続をとってください。

Q 観光公社の株式は、市場流通性がないのでその額面で評価するのではなくて、

4つの計算方法があり、その内1つを選択しなければならぬが、どの方法を選択して1億という評価になったのか。

A 町長

企業会計です。一般の会社ではない、DESをやったのは千客万来事業会計。企業会計というのは出したものを計上すればいい、それを評価し直すなんていう仕組みはない。



みなさんからの請願書・陳情書はつぎのとおりとなりました。

件 名	請願・陳情等の要旨	請願・陳情者の氏名	付託委員会	審査結果
「安全保障関連法案の慎重で徹底的な審議を求める意見書」提出についての陳情	「安全保障関連法案」の国会審議において、政府および国会に対して慎重で徹底的な議論を求める意見書を提出して下さい。	憲法をくらしに生かす吾妻連絡会 代表委員 青柳 健一	総務観光 常任委員会	継続審査
大沢橋（仮称）架設に関する請願	休止となっている大沢橋（仮称）の架設に協力をお願いします。	中之条町六合地区 区長会長 山本 光也 紹介議員 水出 文夫	民教土木 常任委員会	採択
シルバー人材センター設立についての陳情書	高齢者が自分の体力、能力、技術を生かせるシルバー人材センターの設立をお願いします。	草津町 目沢 清治 外 92 名	民教土木 常任委員会	継続審査

8月4日開催の臨時会において、園田議員の言動に対し 全員一致で「陳謝」の懲罰を議決しました。

白根神社へ 消防小屋等の 取り壊し通知書を送付

6月定例会の園田議員の一般質問において、消防団第3分団第2器具置き場及び防火水槽（以下消防小屋等）が白根神社敷地内に無断占用されており、西の河原公園内の町有地に建つ白根神社所有建物の問題に絡め、「町のご主張からすれば、そちらも建物を取り壊して土地を白根神社に明け渡さなければならぬ。そうなるはずです。」と町へ発言がありました。町側は無断占用ではないが取り壊す旨の回答をし、白根神社宛に、建物等の取り壊し通知書を送付しました。

園田議員より 消防団長へ 弁明書が送付される

白根神社へ宛てた通知書に対し、園田議員

は消防小屋等を取り壊せという発言はしておらず、指摘したのみで本意とはかけ離れている旨の弁明書を消防団長へ手渡し、消防団本部会議にて配布されました。

議会運営委員会を 設置自発的に 陳謝を求める

一連の園田議員の言動について説明を求めましたが、消防小屋等を取り壊せとは言っていないと一貫して否定し、消防団へ弁明書を配るよう明確な指示もしておらず、集まりがあったら伝えてくれと発言しただけであるとの説明がされました。

これらの言動に対し議会運営委員会が開かれました。

委員会では、実際に弁明書が配布されている以上、配布の指示があったこと、一議員の弁明書を町の指揮権にある消防団へ配布させる

越権行為であること、前回の一般質問で消防小屋等を取り壊せという発言をしているにも関わらず、取り壊せとは言っていないとの発言を繰り返したこと等を鑑み、協議の結果、園田議員に自発的な陳謝を求めたいとの結論に至りました。

陳謝とは認められず 懲罰特別委員会を設置

これを受け園田議員より、「越権行為とされる件について陳謝します。また、一般質問についてはそう解釈されても仕方がないかなど。今後は先輩議員と相談しながら質問していきたい」との陳謝がありました。

この陳謝を精査すべく議会運営委員会が再び開催されました。委員会ではこの発言は陳謝ではなく、言い訳であるとし、懲罰動議が提出され、懲罰特別委員会の設置を決定

しました。

陳謝の処分を 求める事に決定

園田議員へ自発的な陳謝を求めたが、釈明に終始したため、懲罰特別委員会で作成した陳謝文をもって陳謝の懲罰を求めることとしました。

〈懲罰特別委員会〉

委員長 宮崎 公雄
副委員長 上坂 国由
委員 宮崎 謙一
水出 文夫
黒岩 卓
山田 英器
金丸 勝利

全員一致で 陳謝の懲罰を議決

本会議にて全議員に陳謝の懲罰を諮った結果、全員一致により「陳謝」の懲罰が議決されました。

園田議員より次の陳謝文が朗読されました。

陳謝文

私、園田恵一は草津町消防団に対し、草津町消防団第3分団第2器具置き場及び防火水槽取り壊しの件について、平成27年7月17日（草総第205号）の草津町より宗教法人白根神社あての「建物等取り壊し通知書」を添付し、消防団長に弁明書を提出、消防団本部会議で配布させたものであります。

当然のことながら、一議員にはこのような職権はありません。この行為は、行政の執行権を侵すものであり、議会の権威と信頼を失墜させる行為であります。また本日第4回臨時会本会議において繰り返し行った発言は、議事進行を妨げ、更には行政、議会、消防団、町民に多大な迷惑を掛けました。このことを深くお詫びを申し上げます。今後このような事がないよう努めてまいります。



町民ひろばでは
皆さんの趣味や活動の紹介などを
募集しています
お問合せは
草津町議会事務局 Tel 88-7191 まで

今回のご紹介

社会福祉法人 草津町社会福祉協議会 です！



社会福祉協議会は、「社会福祉法」109条により、地域福祉推進の中核的な担い手として位置づけられており、地域住民やボランティア、福祉・保健・医療等の関係者、行政関係の協力を得て、健康で安心して暮らせる福祉の町づくりを目指す公共性・公益性の高い民間社会福祉団体です。

地域社会における福祉課題を住民の皆様と協同で解決するため、また高齢者や障害者をはじめとした町民の皆様が安心して暮らせる社会を築くため、「住み慣れた地域でひとりひとりが安心して暮らせる草津町」のスローガンのもと、地域福祉の向上に努めてまいります。

この度、草津町社会福祉協議会ホームページをリニューアルいたしました。当協会の事業説明や受託事業、地域福祉活動、介護保険事業、ボランティア活動などを紹介させていただいております。このホームページを多くの方にご覧いただき、草津町社会福祉協議会の活動にご理解、ご支援、ご協力をいただければ幸いです。

社会福祉法人草津町社会福祉協議会ホームページ
URL: <http://www.kusatsu-shakyo.com/>

議会内容をインターネットで見られます

議場へ傍聴にお越しになれない多くの町民の皆さんに議会で話し合われている内容を、インターネットを通しご自宅でご覧いただけるようになりました。



視聴方法

(下記のいずれかの方法でご覧ください)

○草津町議会本会議中継録画配信ホームページ

(<http://www.kusatsumachi-gikai.jp/>)

○草津町役場ホームページ

(<http://www.town.kusatsu.gunma.jp/>) の
トップページから

「草津町議会」→「本会議中継録画配信」

○インターネット検索

「草津町議会」で検索

草津町議会本会議 中継録画配信

草津町議会では、平成27年第1回定例会から「YouTube(YouTubeチャンネル)」を活用した中継録画配信を行っています。

議会の傍聴や各市民に知っていただくため、わかりやすいわかりやすい議会配信に努めています。

定例会	会期
平成27年第1回定例会	平成27年1月7日(月)～1月16日(水) 9日間
平成27年第2回定例会	平成27年6月8日(月)～6月15日(月) 8日間

本会議の録画配信は、年4回(1月、6月、9月、12月)の定例会終了後、配信します。

視聴上の注意および注意事項(必ずお読みください)

- この議会中継録画配信(録画および音声)は、草津町議会の公式記録ではありません。公式記録(会議録)は会議終了した日から2ヶ月後から議会事務局にて閲覧できます。
- 中継録画配信はパソコン、タブレット等から視聴できますが、必要なソフトウェアは別途にダウンロードが必要です。
- インターネット接続の滞りや負荷など、その他の機器のバグ等の発生、接続等により正常に視聴できない場合があります。
- 中継録画配信はYouTubeを利用しております。画面に企業等の広告が映り、場合によっては議会の一部関係のありまふふのことで分断され、広範囲にわたる視聴者に与える影響を最小限にするため、本町では録画配信は行わず、視聴はYouTubeチャンネルから行います。